

# 平成30年度 研修実施計画

- 1 国産材の安定供給体制の構築の推進に必要な知識及び技術の習得
- 区 2 森林資源の再造成の確保の推進に必要な知識及び技術の習得
- 3 森林の公益的機能の維持増進及び山村の活性化の推進に必要な知識及び技術の習得
- 分 4 森林・林業行政に携わる者等として必要な知識及び技術の習得
- 5 国有林野事業職員の能力向上に資する知識及び技術の習得

記 番	区 分	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			計画 日数 (日)	実施時期 (月/日)	森林総合 監理士フォ ローアッ プ 研修	研修 実施課等	備考
						計	民	国					
7	1	チェーンソー伐木 造材技術(初級)	林業における労働災害及び健康障害を減少し、安全な搬出間伐等を推進するため、伐木造材に関する基礎的知識及び技術、健康障害防止や危険作業の回避に必要な技術等を習得させ、地域において安全な伐木造材等を指導することができる者を育成する。	伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号)に係る安全衛生特別教育 防護用品の必要性 ISO規格による振動管理	地方公共団体職員	15	15	0	5	6/25 ~ 6/29		林業機械化 センター	
8	1	チェーンソー伐木 造材技術(上級)	林業における労働災害及び健康障害を減少し、安全な搬出間伐等を推進するため、伐木造材に関する知識及び技術、健康障害防止や危険作業の回避に必要な技術等のさらなる向上を図り、地域において安全な伐木造材等を指導することができる者を育成する。	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務)従事者安全衛生教育(平成4年4月23日付け基発第260号) 振動障害の実態と健康管理 伐木造材作業における災害の現状と対策	地方公共団体職員(労働安全衛生規則第36条第8号の特別教育修了者)	15	15	0	5	11/26 ~ 11/30		林業機械化 センター	
9	1	チェーンソー・刈払機1	林業における労働災害及び健康障害を減少させるため、チェーンソー及び刈払機に関する基礎的知識及び技術、健康障害防止や危険作業の回避に必要な技術等を習得させ、林業事業体に対し安全指導等を行うことができる者を育成する。	伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号の2)に係る安全衛生特別教育 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 防護用品の必要性	森林管理局職員	14	0	14	5	6/18 ~ 6/22		林業機械化 センター	
10	1	チェーンソー・刈払機2	林業における労働災害及び健康障害を減少させるため、チェーンソー及び刈払機に関する基礎的知識及び技術、健康障害防止や危険作業の回避に必要な技術等を習得させ、林業事業体に対し安全指導等を行うことができる者を育成する。	伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号の2)に係る安全衛生特別教育 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 防護用品の必要性	森林管理局職員	14	0	14	5	7/2 ~ 7/6		林業機械化 センター	
11	1	高性能林業機械 (女性担当者)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作を通じて、高性能林業機械の構造や機能及び特性に関する基礎的知識を習得させ、高性能林業機械作業に関する技術者を育成する。	車両系高性能林業機械の特性(デモ)と操作 架線系高性能林業機械の特性(デモ)と操作 高性能林業機械作業システムの特徴 森林整備の現場で活躍する女性たち(事例紹介)	地方公共団体職員(初任担当職員、林道事業担当者及び市町村森林整備計画担当者を含む。)、 森林管理局等の女性職員	10	5	5	3	7/30 ~ 8/1		林業機械化 センター	
12	1	高性能林業機械 (基礎)1	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の実践等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する基礎的知識及び技術を習得させ、安全で効率的な作業システム等に関する普及指導ができる者を育成する。	高性能林業機械の特性と操作方法 架線系高性能林業機械の安全な作業方法 車両系高性能林業機械の安全な作業方法 高性能林業機械を使用した安全かつ効率的な作業方法	地方公共団体職員(初任担当職員、林道事業担当者及び市町村森林整備計画担当者を含む。)、 森林管理局職員、森林総合監理士等	10	5	5	5	7/23 ~ 7/27	○	林業機械化 センター	
13	1	高性能林業機械 (基礎)2	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の実践等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する基礎的知識及び技術を習得させ、安全で効率的な作業システム等に関する普及指導ができる者を育成する。	高性能林業機械の特性と操作方法 架線系高性能林業機械の安全な作業方法 車両系高性能林業機械の安全な作業方法 高性能林業機械を使用した安全かつ効率的な作業方法	地方公共団体職員(初任担当職員、林道事業担当者及び市町村森林整備計画担当者を含む。)、 森林管理局職員、森林総合監理士等	10	5	5	5	10/1 ~ 10/5	○	林業機械化 センター	

記 番	区 分	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			計画 日数 (日)	実施時期 (月/日)	森林総合 監理士フォ ローアップ 研修	研修 実施課等	備考
						計	民	国					
14	1	高性能林業機械 (林業大学校指導者)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の実践等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する知識及び技術や、高性能林業機械の使用全般にわたる指導方法を習得させ、林業大学校等において安全で効率的な作業システム等に関する普及指導ができる指導者を育成する。	高性能林業機械の特性と作業システム 高性能林業機械の安全な作業方法と作業システム実践 安全で効率的な高性能林業機械作業に関する指導のポイント	林業大学校指導者等	10	10	0	5	8/6 ~ 8/10		林業機械化 センター	
15	1	高性能林業機械 (安全指導・前期) 1	地域における安全な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する知識及び操作技術を習得させ、地域において現場技能者に対し、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(学科・実技)	地方公共団体職員(業務担当経験年数がおおむね3年以上であって、林業大学校指導者及び車両系木材伐出機械等の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(森林官級以上の者)等(「高性能林業機械(安全指導・後期)研修」の受講予定者に限る。)	10	7	3	5	9/10 ~ 9/14		林業機械化 センター	
16	1	高性能林業機械 (安全指導・前期) 2	地域における安全な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する知識及び操作技術を習得させ、地域において現場技能者に対し、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(学科・実技)	地方公共団体職員(業務担当経験年数がおおむね3年以上であって、林業大学校指導者及び車両系木材伐出機械等の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(森林官級以上の者)等(「高性能林業機械(安全指導・後期)研修」の受講予定者に限る。)	10	7	3	5	10/15 ~ 10/19		林業機械化 センター	
17	1	高性能林業機械 (安全指導・後期)	地域における安全な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する理論を習得させ、地域において現場技能者に対し、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(学科) 車両系木材伐出機械等の法整備の背景・経緯 車両系木材伐出機械等作業の普及と安全推進について	地方公共団体職員(業務担当経験年数がおおむね3年以上であって、林業大学校指導者及び車両系木材伐出機械等の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(森林官級以上の者)等(「高性能林業機械(安全指導・前期)研修」の修了者に限る。)	20	14	6	2	1/21 ~ 1/22		林業機械化 センター	
18	1	高性能林業機械作業システム(生産性)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業システム及び架線集材システムを定着させるため、伐木造材から集材までの作業実践並びにデータ収集・生産性算出を通して、効果的で効率的な高性能林業機械作業システムについて習得し、生産性向上に向けた指導ができる者を育成する。	生産性把握に必要な基礎知識 生産性の把握と算出 算出したデータの検討・検証 生産性把握法と作業の評価	地方公共団体職員、森林管理局職員(資源活用担当者)	10	3	7	5	10/22 ~ 10/26		林業機械化 センター	
19	1	高性能林業機械 作業システム(森林作 業道改修実践)	高性能林業機械作業システムによる2巡目間伐を迎える森林の増加が見込まれる中、その特性と安全性、効果的・効率的な機械・人員の配置等に関する知識や技術、さらに林分成長に伴う作業システムの変更に必要となる既設森林作業道の線形変更等の技術を習得させ、現地で効率的な森林整備についての的確な指導・助言ができる者を育成する。	森林作業道改修に必要なポイント 森林作業道の改修実践及び高性能林業機械作業システム構築と実践 改修箇所と作業システムの評価	地方公共団体職員(「伐木等の業務に係る特別教育」及び「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習」修了者で、初任者レベルの者を除く。)、森林管理局職員(首席森林官級以上の者)並びに民間事業者に限る。	10	5	5	10	11/5 ~ 11/14		林業機械化 センター	

記 番	区 分	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			計画 日数 (日)	実施時期 (月/日)	森林総合 監理士フォ ローアップ 研修	研修 実施課等	備考
						計	民	国					
20	1	林業機械体験	森林・林業施策の動向等の知識を付与するとともにチェーンソーによる伐倒や高性能林業機械による作業システムの体験を通じて、森林施業と林業機械に対する理解を醸成する。	チェーンソーの体験学習 高性能林業機械の体験学習 林野庁行政の役割と林業技術者への期待	大学生(林業関係学会会員)等	20	20	0	4	9/25 ~ 9/28		林業機械化 センター	
21	1	集材架線	安全かつ効率的な林業架線作業を推進するため、索張りの実践を通じた安全な架設、撤去の作業手順、集材機の運転操作及び架線設計に関する知識及び技術を習得させ、架線技術の普及指導・監督ができる者を育成する。	機械集材装置の運転の業務に係る安全衛生特別教育 エンドレスタイラー式の架設・撤去作業の実践 ワイヤロープの取扱い 集材架線の設計	地方公共団体職員(林業大学校指導者及び機械集材装置運転業務の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(初任者レベルの者を除く。)、森林総合監理士(「林業架線作業主任者免許」取得者及び「機械集材装置運転業務の特別教育」修了者を除く。)	15	10	5	11	5/29 ~ 6/8	○	林業機械化 センター	
27	1	森林作業道(基礎技術)	丈夫で簡易な、壊れにくい森林作業道の整備を促進するため、森林作業道作設機械(ドラグショベル)の技能講習を実施した上で、作設手法等の技術を習得させ、現場作設者への的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習(学科・実技修了試験含む) 森林作業道の作設に必要な基礎知識及び技術 森林作業道に関する試験研究成果	地方公共団体職員(初任者レベルの者)	10	10	0	12	8/27 ~ 9/7		林業機械化 センター	
28	1	森林作業道(作設指導)	丈夫で簡易な、壊れにくい森林作業道の整備を促進するため、地形・地質等に応じた森林作業道作設に必要な実践的技術を習得させ、現場作設者への的確な技術指導ができる者を育成する。	森林作業道作設に必要な知識 森林作業道作設指導に必要なポイント 作設箇所の検討・検証	地方公共団体職員(「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習」修了者相当レベル)、森林管理局職員(森林官級以上の者)等	15	10	5	5	7/9 ~ 7/13		林業機械化 センター	
78	コース	森林技術総合研修所 合計				1,917	1,134	783	435				計画日数は 通信研修を除く。
61	コース	本所 計				1,699	993	706	338				計画日数は 通信研修を除く。
17	コース	機械化センター 小計				218	141	77	97				

※1 備考欄に県名を記載した研修は、政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、移転対象となっている、山梨、岐阜、岡山の各県内で現地実習等を実施する研修(山梨県については、従前からの継続分等も含む)。

※2 「北海道局」、「関東局」、「九州局」と記載した研修は、それぞれ、北海道森林管理局、関東森林管理局、九州森林管理局の管内で実施する研修。